

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成29年第3回久山町議会定例会)

平成29年9月8日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

- ・ 第2委員会報告
- ・ 一部事務組合に関する事項
 - 福岡県介護保険広域連合議会報告
 - 北筑昇華苑組合議会報告
 - 粕屋南部消防組合議会報告
 - 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告

日程第2 議案第44号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

日程第3 議案第45号 久山町久原財産区管理会条例の制定について

(29久山町条例第12号)

日程第4 議案第46号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (29久山町条例第13号)

日程第5 議案第47号 久山町いじめ防止等対策推進条例の制定について

(29久山町条例第14号)

日程第6 議案第48号 久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について

(29久山町条例第15号)

日程第7 議案第49号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車(第6分団用)購入契約について

日程第8 議案第50号 町道路線の認定について

日程第9 議案第51号 平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第52号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第53号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第54号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計決算認定について

- 日程第15 議案第57号 平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第58号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17 発議第1号 久山町議会基本条例の制定について （29久山町条例第16号）
日程第18 発議第2号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
（29久山町条例第17号）
日程第19 発議第3号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について
（29久山町議会規則第1号）
日程第20 発議第4号 久山町議会傍聴規則の制定について （29久山町議会規則第2号）
日程第21 発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案
日程第22 発議第6号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	只松秀喜
5番	阿部賢一	6番	城戸利廣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

7番	阿部哲	8番	本田光
----	-----	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	實淵孝則
健康福祉課長	物袋由美子	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	國寄和幸	町民生活課長	森裕子
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	矢山良寛
教育課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
田園都市課長	川上克彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局臨時職員	矢山良隆
議会事務局書記	山本恵理子	総務課主査	今任邦徳

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（木下康一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず初めに、第2委員会の報告を求めます。

第2委員会委員長本田光議員。

○第2委員長（本田 光君） 第2委員会の委員会報告書を提出しておりますので、それに従って報告いたします。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査の内容はコミュニティバスの運行について。

調査の日程は、平成29年7月14日（金）であります。

調査の結果は、平成29年7月14日に行った福岡県豊前市の視察研修について御報告をいたします。

豊前市役所総務課交通防災係より豊前市バス事業・豊前中津コミュニティバスの概略について説明がありました。

豊前市は福岡県の東南部に位置し、昭和30年の町村合併で豊前市となり、人口は3万8,000人をピークに年々減少傾向にあります。現在2万6,000人で、65歳以上の高齢化率は34.85%となっております。平成16年をもって行橋、豊前、大分県中津市を結ぶ民間バスについては豊前市内を運行する民間バスが全て廃止、しかし豊前市民の生活圏は通院、通勤、その他を含め中津市と緊密であり、平成24年4月より豊前市役所から中津市民病院を結ぶバスが運行開始となっております。

コミュニティバス豊前・中津線の内容の主なものは、運賃が100円から430円、高齢者チケット利用者は300円、また障害者割引、一部区間は65歳以上高齢者割引、230円から100円、運行時間、午前8時から午後5時、1路線4往復運行となっております。ただし、土曜日、日曜日、祭日は運休とされています。

次に、バスの概略について説明がありました。

①公共交通状況はJR宇島駅を中心に三毛門駅、松江駅を結ぶ豊前市バス、豊前・中津

コミュニティバス、タクシー業者4社が担っていること、交通空白地域においては家族等の送迎に頼っている面もありますし、今、試行的にデマンドタクシーも検討されているとのことであります。

②現在、豊前市で運行の大型バス、32人用、1台、中型バス、29人用が4台、スクールバス兼用車が15人用が4台、低床バス1台で対応されております。

③民間事業者から自家用有償運送。豊前市バスを運行する前は民間事業者が路線バスを運行し、その赤字補填として同市が補助金を出していたが、事業者との要望額に折り合いがつかず、民間バスが撤退することになったわけであります。そのほかに運行できる民間バス事業者もなく、自治体直営による豊前市バス80条として既存路線を継承し、自主運行の開始となりました。

④バス関係（豊前市職員）3名と嘱託職員1名。運転、運行管理責任者は総務課長。運転手18名、市のアルバイト。前職はバス運転のOBの方、自動車学校の職員、また消防署のOB、トラック運転手など。70歳を迎えた3月31日をもって退職扱いにされております。また、二種免許を取得していない運転者等については市町村運営有償運送運転者講習を受けることが条件で、定期的に年1回または2年に1回、講師を招き、学習会を実施されております。

⑥年度ごとに経費内容が出されておりますけども、各議員の皆さん方のお手元に差し上げておるとおりであります。

また、運行経費、豊前市分と中津市分の運行距離に合わせて経費の按分率を決めて運行委託料の支払いが行われていました。

いずれにしても利用者は減少しており、高齢者から要望が多い乗降の不便さを解消するために小型車両に補助ステップ、また中型車両更新時に低床バスを導入予定とされております。

それぞれの自治体取り組み工夫されているコミュニティバス運行や路線バスのあり方、豊前市の取り組みは、それなりの特徴がありました。豊前市バス事業・コミュニティバス豊前・中津線の再運行は、まさに生活交通の再生、元気な足を確保する一つの先進的な施策だと考えます。地域の足を守るのは誰なのかという重要性も改めて考えさせられました。

以上、福岡県豊前市役所のコミュニティバス運行についての第2委員会視察報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、一部事務組合に関する事項、福岡県介護保険広域連合議会の報

告を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 御報告いたします。

去る平成29年7月13日、平成29年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会が福岡市内のレガロ福岡で開催されましたので、会議の結果等につきまして御報告をいたします。

本議会で提案された案件は、条例改正に関する議案が2件、平成28年度福岡県介護保険広域連合一般会計及び平成28年度福岡県介護保険広域連合特別会計の決算の認定に関するものであります。

まず、議案第6号は、福岡県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、議案第7号は、福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

両議案とも地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い条例を改正するものであります。

次に、認定第1号平成28年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算について。

平成28年度福岡県介護保険広域連合一般会計の歳入総額は10億4,930万7,029円、歳出総額が10億1,379万9,619円で、歳入歳出差し引き額は3,550万7,410円となっています。これが翌年度への繰越金となります。

歳出の主な経費としましては、歳出の56.4%を占める5億7,206万2,334円が総務管理費の派遣職員の人件費払戻金となっています。次に、16.6%を占める1億6,803万1,946円が職員給料、手当等の人件費となっています。

次に、認定第2号平成28年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成28年度の決算額は歳入総額が662億2,960万1,108円、歳出総額が642億795万3,345円、歳入歳出の差し引き額は20億2,164万7,763円となっています。

主な経費は、歳出の91.6%を占めるのが保険給付費587億9,028万円となっています。4.7%を占める地域支援事業費が30億532万895円、0.9%を占める認定審査会の運営や認定調査に要した経費が5億6,696万8,145円となっています。

全ての案件は賛成多数で可決されました。その後1名の議員から一般質問が行われ、議会は閉会をいたしました。

以上、概要について御説明し報告といたしますが、詳細につきましては議会事務局に関

係資料を閲覧できるようにしておきたいと思っておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告の報告を求めます。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

去る平成29年8月21日に古賀市役所で平成29年度第2回北筑昇華苑組合定例会が開催されました。

今定例会は、報告第2号北筑昇華苑施設整備総合計画書策定業務調査報告書の説明について報告があり、また議案第7号から議案第8号の2議案が提出され、2議案とも原案のとおり可決されました。

議案の内容につきましては、議案第7号は北筑昇華苑組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方公務員の育児休業に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の育児休業等に関し必要な事項を改正するものです。

次に、議案第8号は平成28年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてであります。歳入総額2億8,836万4,645円、歳出総額2億4,400万256円、歳入歳出差し引き額4,436万4,389円の決算であります。

主な歳入は分担金及び負担金1,885万4,000円で、久山町の経常費分担金は16万円、創設分担金は57万8,000円であります。使用料及び手数料2億2,023万1,821円あります。歳出は議会費237万6,699円、総務管理費6,922万9,483円、葬祭場費1億5,854万720円、公債費1,385万3,354円あります。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

また、今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、参考としていただければと思います。

これで、北筑昇華苑組合議会の第2回の定例会の報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

只松秀喜議員。

○4番（只松秀喜君） 御報告いたします。

去る8月17日に開催されました平成29年第3回粕屋南部消防組合議会定例会が開催されました。今定例会は、議案第14号から議案第17号の4議案が提出され、4議案とも原案のとおり可決されました。また、報告第1号の報告もありました。

議案の内容につきましては、議案第14号粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてで、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、国法との整合性を図るため勤務時間に関する条例と休日及び休暇に関する条例の改廃を行うものです。

次に、議案第15号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するものです。

次に、議案第16号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額19億9,242万9,144円、歳出総額19億6,033万8,954円、歳入歳出差し引き額3,209万190円の決算であります。歳入の主なものは分担金18億6,368万1,000円で、久山町の分担金は1億4,121万9,323円であります。組合債8,160万円であります。歳出の主なものは、消防費16億1,369万8,805円、公債費2億6,630万485円であります。

次に、議案第17号平成28年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額4,791万5,956円、歳出総額3,776万8,642円、歳入歳出差し引き額1,014万7,314円であります。

歳入の主なものは使用料及び手数料3,306万7,874円で、歳出の主なものは休日診療所管理費3,428万4,552円であります。

以上、4議案は全て原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告があり、事業名、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金、翌年度繰越額348万1,000円であります。

以上、今回の定例会の議会に提案されました議案等につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合議会の8月定例会の報告を終わらせていただきます。

○議長（木下康一君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 御報告いたします。

去る平成29年8月28日、平成29年第2回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会が開催されました。

今定例会は議案第4号から議案第6号の3議案が提出され、3議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、議案第4号平成29年度一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ1,625万2,000円を追加し、予算の総額を9,107万8,000円とするもので、補正の内容は、歳入、県補助金7万6,000円の減、生産物売払収入149万円の増、繰越金1,483万8,000円の増で、歳出は事業費1,583万4,000円の増、予備費41万8,000円の増であります。

次に、議案第5号平成28年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額7,542万8,396円、歳出総額5,858万9,444円、歳入歳出差し引き額1,683万8,952円の決算であります。

主な歳入は負担金1,890万円で、久山町の負担分は270万円であります。県補助金2,083万7,160円、財産収入1,913万7,346円、繰越金1,222万6,158円、諸収入432万7,732円であります。歳出は、議会費67万5,299円、総務費765万2,752円、事業費5,026万1,393円であります。

次に、議案第6号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙についてであります。現組合長の任期が本年8月末をもって満了となるためです。選挙については指名推選により前組合長であります篠崎久義氏に決定いたしました。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

今回の定例会の議会に提案された議案につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで篠栗町外一市五町財産組議会の定例会の報告とさせていただきます。

○議長（木下康一君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第44号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第44号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第44号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について、本案に賛成の方は起立願

ます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第45号 久山町久原財産区管理条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第45号久山町久原財産区管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第45号久山町久原財産区管理条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第46号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第46号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第46号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第47号 久山町いじめ防止等対策推進条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第47号久山町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第47号久山町いじめ防止等対策推進条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第48号久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第48号久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第49号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第49号久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第49号久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第50号町道路線の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第51号 平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第51号平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第51号平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

1、アベノミクスの目玉であった黒田日銀の異次元の金融緩和政策が発動されてから4年が過ぎました。この金融政策は2%の物価目標が達成できていないことを含め失敗であったこと、政策的にも手詰まりになっていることが政治的立場を問わず多くの経済学者やエコノミスト関係者にもほぼ共通の認識になりつつあります。1つにはトリクルダウンの政策の破綻、2つ目には消費税増税の破綻、3つ目には異次元金融緩和路線の破綻、次には防衛関係費は5年連続で増加し、5兆数千億円になっております。次には暮らしの予算は削減、社会保障は自然増1,400億円を削減等々で深刻さを増しております。次には、本年5月11日の政府経済財政諮問会議で民間人から地方自治体が国の交付金をため込んでいるという批判が上がりました。財務省が自治体の基金残高が2015年度で21兆円に膨らんだというデータを出したことを受けたものであります。地方自治体が財政調整基金や特別な目的の基金を使って金をため込んでいるとして、基金の実態を把握した上で国と地方の財政配分の見直しを求めるといいますが、使い切れない額をため込んでいるという言いがかりは断固撤回させようではありませんか。

また、必要だから交付金があるのは、老朽化する公共施設や下水道事業、インフラ事業や道路、橋、地方では借金が積み重なっております。既に日本共産党は暮らしも経済も破壊する消費税増税ではなく社会保障の充実、財政危機打開の提言を発表しております。

こんなときだからこそ地方自治体の役割が大切であって、住民こそ主人公の町政、財政をしっかりと確立していくことが強く求められております。平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出の民生費、また衛生費、農林水産費、総務費、土木費、教育費などの款項目の一定は賛成できるものがありますが、本決算を総合的に見て賛成できない。

以上、述べて反対討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 議員の皆様にはちょっとおわび申し上げます。討論を受け付けるときに、まず原案に反対者と私が言い忘れておりましたので、つけ加えをさせていただきます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第51号平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第52号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第52号平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第52号平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第53号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第53号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第53号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第54号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第54号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第54号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること  
に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第55号平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第55号平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛
成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること
に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第56号平成28年度久山町水道事業会計決算認定につい  
てを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第56号平成28年度久山町水道事業会計決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第57号 平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第57号平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第57号平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第58号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第58号平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第58号平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第1号 久山町議会基本条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第17、発議第1号久山町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 発議第1号久山町議会基本条例の制定について御説明いたします。

議会は憲法、地方自治法を遵守し、町の最高規範であるまちづくり条例における議会、議員の役割と責務に基づき、1つ、町民と議会の関係、1つ、町長等執行機関と議会及び議員の関係、1つ、議会の運営、1つ、議会及び議会事務局の体制整備、1つ、議員の倫理、身分及び待遇、1つ、最高規範性と条例の検証及び見直し手続を本条例に定め、議会議員としての使命と責務を強く自覚し、主体的に機能的な議会活動を実践し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。したがって、地方分権の進展とともに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大し続けている現在、二元代表制の下で議会が果たすべき役割の重要性は、一段と増しています。このような時代の中で、久山町議会は、議会改革を推進し、さらに町民に開かれ、信頼される議会を実現するために議会及び議員活動の活性化と充実に必要な基本的事項を条例で定めようとするものであります。

以上の理由から地方自治法第112条及び久山町議会会議規則第14条第2項の規定により久山町議会基本条例の制定についてを提出するものである。可決いただきますようお願いいたします。報告を終わります。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第1号久山町議会基本条例の制定について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第2号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第18、発議第2号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 発議第2号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、久山町議会基本条例の制定に際し、議会関係条例及び規則の見直しを行い、改正する必要が生じたため、地方自治法第112条及び久山町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。可決いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第2号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第3号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（木下康一君） 日程第19、発議第3号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 発議第3号久山町議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本案は、久山町議会基本条例の制定に際し、議会関係条例及び規則の見直しを行い、改正する必要が生じたため、久山町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。可決いただきますようによろしくお願ひします。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第3号久山町議会会議規則の一部を改正する規則について、賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第4号 久山町議会傍聴規則の制定について

○議長（木下康一君） 日程第20、発議第4号久山町議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 発議第4号久山町議会傍聴規則の制定について御説明いたします。

本案は、久山町議会基本条例の制定に際し、議会関係条例及び規則の見直しを行い、改正する必要が生じたため、久山町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。可決いただきますようによろしく申し上げます。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第4号久山町議会傍聴規則の制定について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案

○議長（木下康一君） 日程第21、発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書について。

現在、福岡県では県の森林環境税は取り入れているが、新たに国に森林環境税の創設を求めるものです。

地球温暖化対策については、森林吸収源対策の推進が不可欠であります。しかしながら、森林が多く所在する山林地域の市町村においては木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める

ことを基本とする森林環境税の創設に向け、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると国は方針を示したところであります。山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であり、よって全国森林環境税の創設の実現の早期導入について国に意見書を提出するものであります。全国森林環境税の創設に関する意見書を今議会において採択していただき、政府、国会等関係に提出することを可決いただきますようお願いするものであります。

終わり。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第6号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案

○議長（木下康一君） 日程第22、発議第6号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案を議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 発議第6号、現在、道路整備に関し道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律において国の負担または補助の割合について平成20年以降10年間の特例措置を定められていますが、嵩上げ措置を継続することにより補助率等の低減がなく

なります。そこで、道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案を提案します。

道路は県民の安全・安心な暮らしや持続的な地域経済の成長を支えるとともに、災害時には県民の命を守るライフラインとして機能するなど、県民生活になくてはならない重要な社会基盤であります。平成29年7月、九州北部豪雨による災害では、尊い人命が奪われ、いたる所で道路が寸断、孤立集落が発生した。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいますが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識いたしました。また、福岡県は、アジアの玄関口として存在感や魅力が高まっており、福岡都市圏を中心として人口が増加し、日本に入国する人の観光などにより交流人口も拡大しております。福岡都市圏などの活力を県内の全ての地域に波及させ、地方創生をさらに進めていくためには、道路ネットワーク整備を着実に進めることが必要であります。現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助等が嵩上げされていますが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減することにより本県にとっては死活問題であります。安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。よって、国におかれては、道路財政特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望するもので、意見書を今議会で可決していただき、政府、国会等関係に提出することを承諾していただきますようお願いするものであります。

終わります。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第6号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議長より発言の許可をいただきましたので、本議会最終日に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

まずもって今議会に御提案いたしました全ての案件に関しまして御決定をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、本議会をもって現職議員の皆様にとりましては任期の最終議会となりました。今月24日に久山町町議会議員選挙がとり行われますが、このたび木下康一議長と阿部賢一議員のお二人が今期をもって御勇退されることになりました。木下議長に当たりましては、平成13年9月の町議会議員選挙で初当選の栄に浴されて以来、4期16年にわたり町政発展のために御尽力を賜りました。また、その間、平成21年10月4日から今日までの8年間は町議会議長として議会の発展に多大な御尽力を注がれ、その大役を全うされたところでございます。阿部賢一議員は平成21年9月の町議会議員選挙において初当選の栄に浴されて以来、2期8年にわたり町政の発展に御尽力を賜りました。その間、平成27年6月からは第2委員会副委員長を務められ、そのほか農業委員会委員や青少年問題にも御尽力をいただきました。また、阿部議員にありましては、公職以外になりますけれども、長年役場下ロータリーのところに立たれて毎朝のように通園通学する子供たちの交通安全指導をされておられる姿は誰もが知るところであります。改めてお二人に対しまして長年にわたる町政への御尽力を誠に感謝申し上げますとともに、衷心よりお礼を申し上げたいと思います。また、お二人以外の議員の皆様におかれましては、再度次の選挙に臨む決意をなされているものと推察をいたしますが、皆様の御栄冠を心から御祈念申し上げましてお礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木下康一君） これをもちまして平成29年第3回久山町議会9月定例会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時30分